

- 区域 阿蘇郡小国町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 895 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 6 牧野休猟区
区域 阿蘇郡産山村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 678 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 7 長畑休猟区
区域 阿蘇郡波野村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 650 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 8 市ノ俣休猟区
区域 八代郡坂本村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,700 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 9 久連子休猟区
区域 八代郡泉村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,087 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 10 大川休猟区
区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,560 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 11 屋敷野休猟区
区域 葦北郡芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,260 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 12 千ヶ平谷休猟区
区域 球磨郡水上村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 1,350 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで
- 13 柱岳休猟区
区域 牛深市、天草郡河浦町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 3,920 ヘクタール
存続期間 平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

熊本県告示第939号

昭和59年10月18日熊本県告示第881号は、廃止する。
平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第940号

平成6年10月28日熊本県告示第833号は、廃止する。
平成16年9月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 941 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第 12 項の規定により告示する。
平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大間山銃猟禁止区域
区域 玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 550 ヘクタール
存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで
- 2 山鹿銃猟禁止区域
区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 245 ヘクタール
存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで
- 3 大野銃猟禁止区域
区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
面積 150 ヘクタール
存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 942 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 16 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	下 郷 北 新 田 線	下益城郡小川町大字北部田字宮田 1151 番 5 地先から 同 所 大字南部田字永田 588 番 地先まで	800.0	緊 道 整

- 2 供用開始する期日 平成 16 年 9 月 15 日

熊本県告示第 943 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。
平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーション・「緑風」 上益城郡甲佐町白旗 271 番地	医療法人 荒瀬会 上益城郡甲佐町緑町 331 番地 荒瀬 一巳	平成 16 年 8 月 24 日	43000100078111	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 944 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。
平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーション・「緑風」 上益城郡甲佐町白旗271番地	医療法人 荒瀬会 上益城郡甲佐町緑町331番地 荒瀬 一巳	平成16年 8月24日	43000200091113	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第945号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ホームヘルプステーション・「緑風」 上益城郡甲佐町白旗271番地	医療法人 荒瀬会 上益城郡甲佐町緑町331番地 荒瀬 一巳	平成16年 8月24日	43000300055117	児童居宅介護

熊本県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年9月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池郡泗水町大字豊水字古閑前 3081番1地先から 同所 字麦田 3127番1地先まで	75.0	地道改
一般県道	原植木線	菊池郡泗水町大字豊水字頭図 3370番3地先から 同所 字西前 2417番 地先まで	1,613.0	〃

2 供用開始する期日 平成16年9月15日

熊本県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年9月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年9月15日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	南田島 豊田線	鹿本郡植木町大字平井字井手下 1330番1地先から 同所 同字 1321番1地先まで	120.0	単交安施